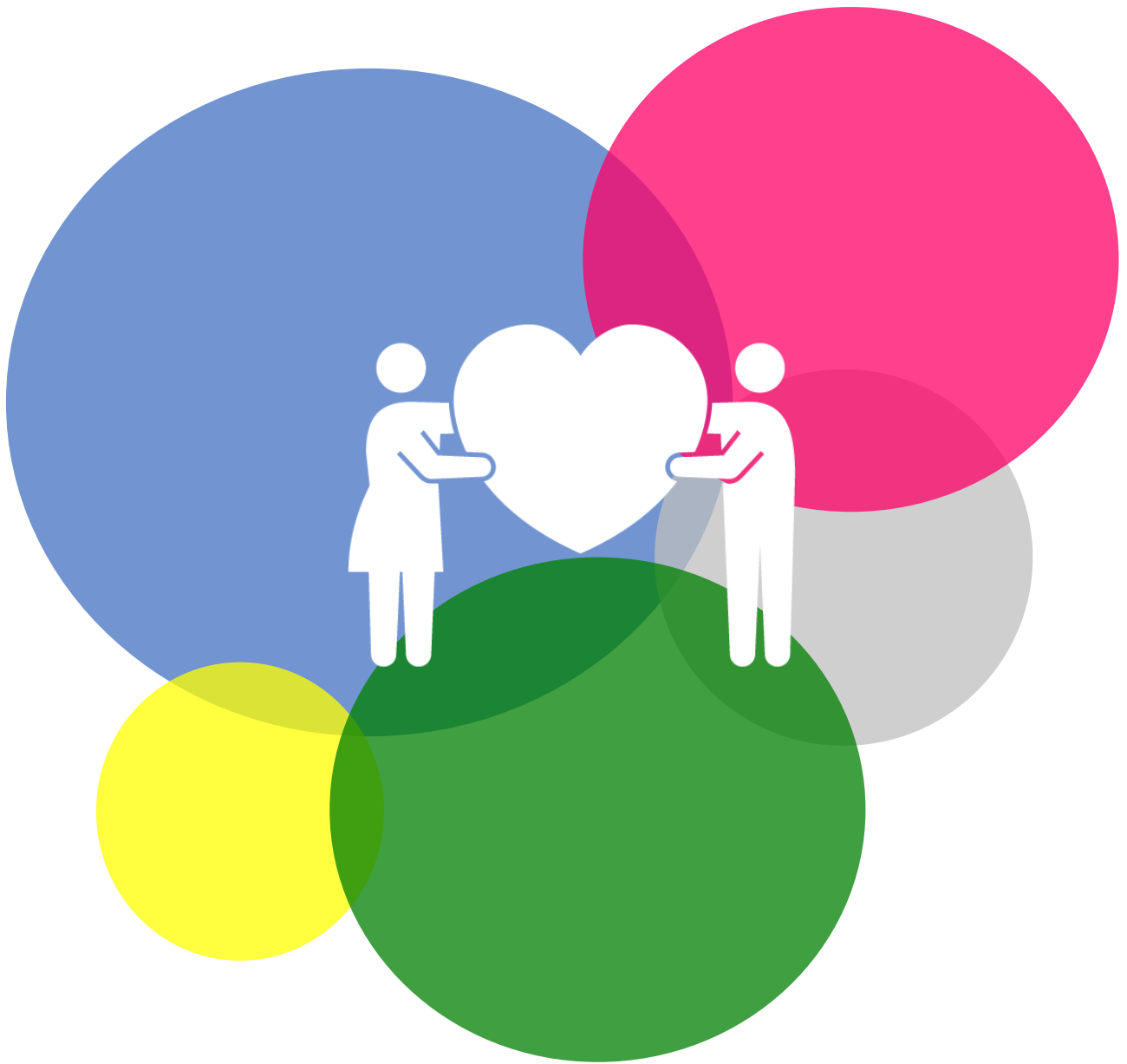


令和 8 年度事業計画



社会福祉法人 辰野町社会福祉協議会

1. 基本理念

地域と共につくる お互いを思い合う あたたかいまち たつの

2. 基本目標

(1) 社会福祉法人としての公共性を確保し

地域住民と共に「お互い様の地域づくり」を目指します。

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関と位置づけ、理事・理事長に対する牽制機能を働かせ、財務会計に係るチェック体制を整備し経営組織のガバナンスの強化に努めます。
- 財務諸表等の公表による事業運営の透明性の向上に努めます。
- 適正かつ公正な支出管理の確保を行うなど財務規律の強化に努めます。

(2) 地域の課題や要望の把握に努め

地域福祉を推進するとともに相談支援体制の強化を図ります。

- 生活困窮者等に対する相談支援体制の構築を図ります。
- 地域福祉コーディネーターを配置し、地域住民と共に「支え合いの地域づくり」に取り組みます。
- ボランティアの育成と地域住民によるボランティア・市民活動を支援します。
- 判断能力が十分でない方などの権利の代弁・弁護を行い、安心して生活ができるよう支援します(権利擁護)。

(3) 介護保険事業や障害福祉サービス事業等によるサポートを行い

安心して暮らし続ける“辰野町”を目指します。

- 利用者・家族と連携を十分図り、利用者の状態、要望に合わせたサービス計画を策定します。
- 訪問・居宅介護による家事援助・身体介護を実施し、在宅での生活が維持出来るよう支援します。

3. 基本方針

「社協」の略称で知られている社会福祉協議会は全国の市区町村ごとに設置されている「地域福祉活動の推進を図ることを目的とする」と社会福祉法に規定された非営利の民間団体です。辰野町では、昭和51年に法人化されました。

辰野町社会協議会は辰野町の地域福祉の推進を使命とする組織として、その役割は一層重要なものとなっています。令和7年に策定した「第3次地域福祉活動計画」に基づき、地域住民を主体とした「支え合う意識」の向上に加え、介護、障がい、子育て、ボランティア育成、生活困窮者支援等様々な福祉サービスの充実に取り組むと共に、様々な人たちが地域で共に暮らし「地域共生社会」の実現を目指す活動をすすめてまいります。

4. 第3次地域福祉活動計画の体系 （計画期間 令和7年4月～令和12年3月）

本会では、第3次地域福祉活動計画に沿って事業を行います。

行動目標1 つながりづくり（住民×社会福祉協議会）

- 1-1 生きがいづくりや多世代交流の推進
- 1-2 地域と共に子育て支援の推進
- 1-3 ボランティア・地域活動の推進
- 1-4 地域における助け合い活動の基盤づくり
- 1-5 福祉教育の推進

行動目標2 まちづくり（関係機関×社会福祉協議会）

- 2-1 ボランティアセンター機能の強化
- 2-2 全世代型の居場所づくり
- 2-3 福祉団体や各区など各種団体との連携
- 2-4 地域防災体制の強化

行動目標3 しくみづくり（社協組織運営）

- 3-1 多様な困り事を抱える方々への相談体制の充実
- 3-2 社協組織基盤強化
- 3-3 広報活動の充実
- 3-4 生活に関する支援の充実
- 3-5 権利擁護事業の推進
- 3-6 福祉サービスの充実

5. 具体的事業の実施

1) 総務グループ：社協全体の運営を支える事務部門です

1-1	事業名	法人運営事業
	説明	法人運営を掌る各種業務（職員の処遇、人事、財務会計処理、団体助成、自主財源確保、諸会議、職員研修、諸規程の整備、文書收受、その他）を行います。

1-2	事業名	理事会・評議員会・選任解任委員会の開催
	説明	法人経営の執行機関としての理事会（任期2年）、法人の重要事項議決機関としての評議員会（任期4年）を6・9・12・3月に開催します。 また、各種代表から選出されている評議員の改選時には評議員選任・解任委員会を適宜開催します。

1-3	事業名	社会福祉法人会計基準を順守した会計処理
	説明	社会福祉法人会計基準における適正処理を行います。また、成迫社労士法人による月次監査を毎月末に実施します。

1-4	事業名	「辰野町老人福祉センター」指定管理事業
	説明	高齢者が地域で安心して暮らし続けるための“相談・健康・学び・交流”を支える総合拠点である「辰野町老人福祉センター」の管理・運営を行います。 ○貸 館：午前9時から午後10時 ○休館日：12月29日から翌年1月3日までの日。 ※ただし、この期間に継続する土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は休業とする。 ○夜間貸出については(有)信和ビルサービスへ管理業務を依頼しています。 ○災害時には福祉避難所の指定を受けています。 ○指定管理期間：～令和9年3月31日 ●年間利用者数：(予定) 11,500名

1-5	事業名	「辰野町ボランティアセンター」指定管理事業
	説明	辰野町民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、その育成援助と意識の高揚を図るため、地域におけるボランティア活動の拠点として、「辰野町ボランティアセンター」の管理・運営を行ないます。 ○貸 館：午前8時30分から午後10時 ○休館日：原則無し（お盆、年末年始は事務所に職員不在となります。） ○夜間、土日祝日の利用する場合には事前に鍵を借り受け、会場を使用する。 ○利用者団体連絡会を開催し、定期的な使用方法の確認と年2回の大掃除を行う。 ○辰野ボランティア・市民活動ネットワーク運営委員会との連携。 ○指定管理期間：～令和9年3月31日 ●年間利用者数：(予定) 7,200名

1-6	事業名	「辰野町ほたるの里世代間交流センター」指定管理事業
	説 明	辰野町における、高齢者から子供までの世代間の交流を深める拠点である世代間交流センター」の管理・運営を行ないます。 ○貸 館：午前8時30分から午後10時 ○休館日：原則無し（お盆、年末年始は事務所に職員不在となります。） ○夜間、土日祝日の利用する場合には事前に鍵を借り受けます。 ○世代間交流を目的とした「ふれあい交流事業」を行います。 ○地域住民の作品展示企画を行います。 ○指定管理期間：令和8年4月1日～令和13年3月31日 ●年間利用者数：（予定）7,000名

1-7	事業名	心配ごと相談事業
	説 明	民生委員から選出された心配ごと相談員と社協職員が地域住民の悩み事をお聞きし、解決につなげます。事前予約は不要です。 日時：毎月第2・4金曜日 午後1時～午後3時の間 会場：辰野町老人福祉センター1階 相談室 ●年間利用者数：（予定）60名

1-8	事業名	法律相談事業
	説 明	上伊那司法書士会伊那支部との共催で開催をしています。地域住民の困り事を法律の専門家に相談にのっていただき、解決につなげます。一人30分ずつの事前予約制となります。 日時：毎月第4金曜日 午後3時～午後4時の間 会場：辰野町老人福祉センター1階 相談室 ●年間利用者数：（予定）24名

1-9	事業名	多分野連携事業
	説 明	幅広い公私の福祉関係者と連携・協働し、地域福祉の推進に努めます。

1-10	事業名	辰野町遺族会事務局
	説 明	戦没遺族者の遺族を中心に構成されています。会員の減少が見られますが、恒久平和の実現を目指す活動や「辰野町慰霊祭」を事務局として支援します。 ●会員数：（予定）80名

1-11	事業名	辰野町シニアクラブ連合会事務局
	説 明	「高齢者の生きがいづくり・地域福祉の推進・単位クラブ活動の支援」を軸に辰野町内の7つの単位クラブが加盟しています。個人会員の創設や、会員同士の交流、生きがいづくりに資する活動を事務局として支援します。 ●会員数：（予定）7クラブ・550名

1-12	事業名	経営改善の取り組み
	説 明	積立金取り崩しを行った決算を受け、本会における事業・人員配置・予算執行についてなどを継続的に検討し、経営改善の取り組みを進めるため、四半期に一度、介護保険事業を中心とした経営状況の確認を行います。

1-13	事業名	高齢者教室
	説 明	町内在住の 65 歳以上の高齢者を対象に生きがいづくりを目指して高齢者教室を開催します。 内容：太極拳、いきいきダンス、社交ダンス、健康麻雀、編み物 男性のための体幹トレーニング 期間：毎年 5 月～ 3 月 会費：1,000 円/年 ●年間利用者数：(予定) 900 人 

1-14	事業名	法人化 50 周年記念事業
	説 明	本会は令和 8 年 6 月 5 日をもって法人化 50 年目の節目を迎えます。多くのご理解ご協力をいただいた地域の皆さま、関係諸団体の皆さまに感謝の気持ちを寄せると共に、改めて「地域福祉の推進」を使命とする本会の取り組みを深めていくための事業を実施いたします。 ①50 周年記念式典の実施（予定：10 月） 例年実施している「社会福祉大会」に代わり、記念式典を開催します。基調講演の他、福祉関係の功績者表彰を行います。 ②50 周年記念誌の発行 本会 50 年の歩みをまとめ、記念冊子を作成します。 ③辰野町社会福祉協議会のマスコットキャラクター作成 本会の活動を広く周知するためのマスコットキャラクターを一般公募にて募集いたします。 ④マスコットキャラクターを活用したバックボード作成し、広報活動に寄与します。 ⑤「辰野町における社会福祉法人連絡会議」実施に向けた検討 地域の複雑化した生活課題に対して、福祉・医療・教育・労働・企業・NPO など多様な主体が協働し、包括的な支援体制をつくる取り組みとしての連絡会議の場を検討いたします。

1-15	事業名	会員拡大による基盤強化事業
	説 明	社会福祉協議会の活動を広く認知していただくと共に、会費制度について理解をしていただくと共に、各区の協力をいただき、地域福祉を推進するために必要な財源を確保する。 期間：5 月～ 内容：一般会費（各世帯）1 戸 1,000 円 特別会員（特に本会活動へのご理解、ご協力をいただける方）1 人 2,000 円 事業所会員（町内の事業所、法人、団体様）1 団体 3,000 円をお願いしています。年々減少していますが、多くの皆様にご協力いただけるよう、働きかけを強化します。 ●会員数：(予定) 個人会員 5,300 件、事業所会員 130 件

1-16	事業名	赤い羽根共同募金
	説 明	共同募金は、地域の福祉を支えるためにみなでお金を出し合う「地域のためのお金を、地域で集めて、地域に戻す」仕組みです。集まった募金は、高齢者の見守り、子ども食堂、障がいのある人の活動支援、災害時の支援、火災発生時の見舞金など、地域の困りごとを解決する活動に使われます。 期間：毎年10月1日～12月31日 内容：一般会費（各世帯）1戸500円 特別会員（特にご理解、ご協力をいただける方）1人1,000円 事業所会員（町内の事業所、法人、団体様）1団体2,000円 のご協力をお願いしています。 運用：本会内に「赤い羽根共同募金運営委員会」「赤い羽根共同募金審査委員会」を設置し、皆様からお預かりした募金の配分方法について決定します。また、会費と併せて年々減少傾向にありますので、募金の集め方などの対応を検討いたします。 ●目標額 3,400,000円 

1-17	事業名	広報啓発事業
	説 明	本会の活動や地域福祉を始めとする、福祉に関する事柄について、広く地域の皆様にお知らせします。 ①「社協たつの」発行（毎月/全戸配布6,500部） ②ホームページの運用 ③町内50か所に設置されているボランティア情報ボードの運用 ④紙媒体を見ない若年層への情報発信について検討します。 

1-18	事業名	働きやすい組織づくり事業
	説 明	職員同士のつながりを深め、働き続けられる環境づくりの構築を目指します。 ①職員研修の実施（経理研修、災害時対応研修、AED講習） ②職員の健康管理 定期健康診断の他、メンタルヘルスに関する相談窓口の設置、ストレスチェックの実施について検討を進めます。 ③現在加入している退職金制度の見直しを行います。 ④キャリアパスの見直しと運用を行います。

1-19	事業名	福祉機器利用事業（城前サロン）
	説 明	老人福祉センター内に設置されている福祉機器利用について、町民の皆様にご利用いただきます。 自由日は毎週火・金曜日の13時～15時。利用料無料。定期的に利用されていた方々がお見えにならなくなり、利用者減に転じました。 対 象：概ね60歳以上の町民 割当日：第2水曜日（竜東）、第3水曜日（小野雨沢） 9:00～11:00実施。300円/人。 自由日：毎週火・金曜日 13:00～16:00実施。利用料は無料。

2) 地域福祉推進グループ：地域住民と一緒に「お互い様の地域づくり」を推進します

	事業名	地域共生社会推進事業
2-1	説 明	様々な制度の枠組みを超えた包括的な支援を実施する中で、誰一人取り残さない地域共生社会の推進を図ります。 ①重層的支援体制整備事業（受託事業） 住民の“複雑化・複合化した困りごと”に対して、分野を横断して一体的に支援するための仕組みです。高齢・障害・子ども・生活困窮などの縦割りを超え、相談支援・参加支援・地域づくりをまとめて進めることが特徴です。 令和8年度は辰野町として「多機関協働」を軸に事業展開されます。本会は、業務の中で分野にこだわらない相談を受け付けます。地域福祉コーディネーターやその他福祉の専門職が相談をお伺いし、制度の狭間の方のニーズを把握すると共に、具体的な支援へつなげます。 ②生活支援体制整備事業（受託事業） 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるために「地域で支え合う仕組み」をつくるための基盤をつくるための事業です。本会では、「生活支援コーディネーター（つなぎ役・推進役）」を第1層（町全体）1名、第3層（小学校区）4名を配置し、「地域のお宝（通いの場や個別の助け合い活動等）」の掘り起こしや、「協議体（地域の話し合いの場…第3層「みんなのつどい）」」を行います。

	事業名	生活困窮者支援事業
2-2	説 明	生活が立ち行かなくなるおそれのある人に対して、相談・住まい・就労・家計などを包括的に支え、自立を後押しするための事業です。 ①福祉事務所未設置町村による生活困窮者への一次的相談支援の実施（受託事業） 福祉事務所未設置町村が、町・福祉事務所と連携しつつ、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨その他必要な援助等の業務を行う事業です。 ②資金貸付 借り受けを希望する個人及び世帯の生活を経済的に支援するために、相談受付時に丁寧なアセスメントを行い、貸付の可否、その後の自立した生活の再建を目指した伴走支援を行います。 ○くらしの資金（辰野町社協） 5万円を上限とした小口の貸付を行います。（初回貸付の上限は3万円） ○生活福祉資金（長野県社協） 借受理由に応じて総合支援資金（単身15万円/月、二人以上20万円/月）、福祉資金（借り受け理由に応じて50～460万円）、緊急小口資金（上限10万円）、教育支援資金（3～6万円/月）の貸付を行います。 （次ページへ続く）

2-2	事業名	生活困窮者支援事業
	説 明	③フードバンクたつの 家庭や企業で余っている食品を寄付していただき、生活にお困りの方へ無償でお届けする地域の支え合い活動です。賞味期限が2ヶ月以上ある食糧品（生もの、酒類以外）を常時、本会の窓口で受け付けています。町内にあるファミリーマート（平出店・小野店）にもご協力をいただき、店頭回収用BOXを設置しています。 ●年間利用件数：（予定）60件 ④特例貸付フォローアップ・相談支援体制強化事業（受託事業） コロナ特例貸付を利用された方々のうち、引き続いて困窮状態にある方（11名）を対象に償還指導と併せて、生活状況（居住）の確認を行い生活再建に向けた支援を行います。 ●対象者数：11名

2-3	事業名	助け合いの地域づくり推進事業
	説 明	第3次地域福祉活動計画に基づき、「助け合いの地域づくり」に取り組みます。 ①地域福祉コーディネーターの配置 地域の困りごとを“まるごと受け止め”、住民・団体・行政をつなぎながら、支え合いの仕組みをつくりまします。町内17区を5名の地域福祉コーディネーターが担当地区を受け持ち、支援を行います。 ②社協運営委員会、地区・地域社協連絡会の開催 本会の事業について各区、地区・地域社会福祉協議会、ふれ愛サロン担当者の皆様にむけてご案内するとともに、地域の課題や助け合い活動の好事例などの情報共有、意見交換などを目的として年3回（5・11・2月）開催します。 ③「支え合いの地域づくり推進補助金」 辰野町を主たる活動区域とし地域住民による「支え合いの地域づくり」に資する活動が推進されることを目的とした補助金を交付します。 【基本型（地域住民のだれもが気軽の立ち寄れる居場所づくりが対象）】 【特定型（特定の利用対象者の集いの場や交流事業）】 ○補助金額 区分A 参加人数（1名～9名）1,000円／1回 区分B 参加人数（10名～19名）1,300円／1回 区分C 参加人数（20名以上）1,500円／1回 ●年間利用件数：（予定）18件 272,800円 【みんなのつどい型】 （区や地域社会福祉協議会などによる、地域における課題の解決や支え合いについての学習会の実施、また「支え合いの地域づくり」につながる住民活動に対して） ○一律30,000円（回数などに係わらず） ●年間利用件数：（予定）2件 60,000円



2-4	事業名	地域たすけあい事業「ゆいっこ」
	説 明	地域にお住まいの方同士による「お互いさま」の気持ちを大切にしたい活動です。サポーターの皆さんが有償（10 分 100 円）で、身の回りの家事援助や通院付添などのお手伝いを中心に行う会員制の事業です。 令和 6 年度は 75 名・953 件を 28 名のサポーターで支援してまいりました。サポーターの確保が課題となっているため、現状の取り組みや高齢者のニーズに関する広報に注力します。 ●年間利用件数：（予定）1,100 件 ●サポーター登録数：（予定）30 名

2-5	事業名	災害時等住民支え合いマップの作成・更新
	説 明	「災害時等住民支え合いマップ」とは、災害時に“誰が・誰を・どう支えるか”を地域で共有するための地図で、要支援者・支援者・避難経路・危険箇所などを住民自身が書き込み、地域の助け合い体制を可視化する取り組みです。 ●年間更新地区：（予定）17 地区

2-6	事業名	ほたる子ども食堂
	説 明	お弁当の配布を通してフードロスの削減や子どもたちがきちんと食事を摂る機会を確保するとともに家族全員で食事が出来るような機会を創出することを目的として、毎月第 3 火曜日の 16 時から 150 食のお弁当を配布します。 また、辰野ライオンズクラブや事業所・ボランティア・住民と連携し子どもを地域で支える環境づくりを進める検討を行います。 ●年間配布食数：（予定）2,160 食 

2-7	事業名	訪問型子どもの生活・学習支援事業（受託事業）
	説 明	生活困窮者自立支援法に基づき、自立支援（様々な貧困の連鎖を断ち切り将来的に自立できる「生きる力」を育む）、孤立防止（地域や「社協」との繋がりを作り世帯丸ごとの支援をするとともに伴走支援）、学びのチャンス（子ども達の希望を中心に学習だけでなく様々な体験の機会を創出）を町教育委員会、子育て応援課と連携し実施します。 ●年間利用者数：（予定）2 名 20 件

2-8	事業名	第 3 次地域福祉活動計画の進捗管理
	説 明	第 3 次地域福祉活動計画の進捗について、本会事業の認知度の確認を行いながら令和 9 年度の間報告実施に向けた準備を行います。

2-9	事業名	ボランティアセンター機能強化事業
	説 明	ボランティアセンターが持つ、地域住民からの様々な声を地域ニーズとして受け止め、社会資源の開発やヒト・コト・モノを有機的に結び付ける中間支援機能の強化を図ります。

2-9	事業名	ボランティアセンター機能強化事業
	説 明	①ボランティア相談窓口 ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア・市民活動における相談を“受け止め”ます。 ②ボランティア育成 傾聴ボランティアや災害ボランティアなどを養成するための養成講座を開催します。 ③情報発信 町内 50 か所に設置されているボランティア情報ボードの管理運営を行います。 ④活動助成 赤い羽根共同募金の配分金を活用して、ボランティア・市民活動に関する事業への助成を行います。1 事業 3 万円が上限です。 ⑤辰野ボランティア・市民活動ネットワークとの連携 ボランティア・市民活動の推進に向けた事業の検討を辰野ボランティア・市民活動ネットワーク運営委員会とともにを行います。 ●年間登録者数：(予定) 80 団体 1,500 名

2-10	事業名	ふれあい型配食サービス「ほのぼのランチ」
	説 明	町内在住の 70 歳以上高齢者世帯を対象に調理ボランティアによるお弁当（400 円/食）を毎週木曜日に配達ボランティアが安否確認を兼ねて、手渡しでお届けします。 事業開始から 20 年が経過する中で配達・調理ボランティアも高齢化しているため、事業継続の可否についても検討していきます。 ●年間配布食数：(予定) 2,700 食

2-11	事業名	福祉教育推進校事業
	説 明	辰野町内の小学校、中学校、高等学校及び短期大学を福祉教育推進校として、その児童、生徒の福祉への理解と関心を高めるための「福祉教育」を推進します。 ①助成金 1 校 50,000 円を上限に各校で取り組む「福祉教育」活動の財源を交付します。 ●年間交付額：(予定) 350,000 円 ②福祉教育の実施 高齢者疑似体験や点字体験、車椅子体験、ユニバーサルデザインなどの「福祉教育」を児童・生徒だけでなく地域住民も対象に行います。 ●年間実施件数：(予定) 10 件



2-12	事業名	権利擁護事業
	説 明	判断能力に不安のある人が“自分らしく地域で暮らし続ける”ために、福祉サービス利用や日常的な金銭管理を支援し、虐待・消費被害・不当な扱いから権利を守る仕組みです。 ①金銭管理・財産保全サービス事業 高齢者や障がいをお持ちの方々でも地域で安心して暮らし続けることができよう、契約に基づき日常的に金銭管理サービスや書類等の預かりサービスを提供しています。 【対象】 ○辰野町に在住する者で次のいずれの要件にも該当する場合とする。 ○本人が日常生活を営むうえで必要となる金銭管理及び書類等の保管について、適切に行うことが困難であると認められる者 ・概ね 65 歳以上の高齢者 ・20 歳以上の身体障がい者（身体障害者手帳所持者） ・その他、本会会長が認める者 ○本事業の開始に必要な契約を締結することができる者。 【サービス内容】 ○生活に関わる一般及び専門相談事業 ○日常的な金銭管理サービス 年金・手当の受領確認、日常的な生活費に要する預貯金の払い戻し、医療費・公共料金・家賃（地代）の支払い、税金の支払いなど。 ○書類等の預かりサービス 普通預金通帳、定期預金通帳、保険証書、株券等有価証券、不動産権利書、不動産契約書、実印・印鑑登録カード、銀行届印など。 【利用料金】 ○保全サービス ： 月額・500 円/通 ○管理サービス ： 生活保護受給者、社協会長が必要と認めた場合減免 ○訪問・来訪 ： 500 円/30 分あたり（※30 分未満は 30 分とする） ○交通費（町外）： 37 円/km ●年間利用者数：（予定）金銭管理 19 名、財産保全サービス 45 件 ②日常生活自立支援事業（受託事業） 【概 要】 高齢者や障害者の方々が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用などに関わる相談やお手伝い（援助）をし、その生活を支援する事業です。 【対 象】 認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でないため日常生活での福祉サービスの利用や、金銭管理等がうまくできない方々が対象になります。 ●年間利用者数：（予定） 3 件

（次ページへ続く）

2-12	事業名	権利擁護事業
	説 明	③法人後見事業 成年後見制度の利用が必要な方が、経済的な理由などにより成年後見人等が見つからないようなときに、辰野町社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任し、安心してその人らしい生活が送れるように支援します。社会福祉士が中心となり、法人後見運営審査委員会（奇数月に開催）の意見を承りながら３名の法人後見を受任しております。 ●年間受任件数：（予定） 3 件

2-13	事業名	善意銀行運用事業
	説 明	「善意」の気持ちを社会や地域を支える力に変える仕組みとして「善意銀行」があります。本会では、皆さまの温かい「善意」の気持ちを金銭や物品などをお預かりします。現在は 75 歳以上の高齢者で、歩行に不安があり、杖を必要としている方へ無料で一本杖を配布します。（※お一人様 1 本限りとなります。） ●年間配布数：（予定） 80 本

2-14	事業名	世代間交流事業
	説 明	子どもから高齢者まで世代を超えた交流を促すための事業を実施します。 ①ふれあい交流推進事業 多世代が集い、交流できるような講座（夏休み企画や茶話会など）や企画を年 3 以上を企画します。 ②全世代型の居場所検討 年齢を問わず、地域住民が通いやすい、居心地の良い空間になることを願って「居場所づくり」の検討をおこないます。

2-15	事業名	通所型介護予防事業（よつば）の実施（受託事業）
	説 明	介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業において、地域住民の方々が主体となり、要支援者相当の方を対象に介護予防に資する活動を受託した 3 会場で週に 1 度 13:30～15:30 に行います。いずれの会場も参加者の減少がみられるため、参加者の増加に向けて高齢者相談支援センター、ケアマネジャーとの連携を図ります。 月曜日：川島会場（蛇石の里介護予防センター） 火曜日：新町会場（新町コミュニティセンター） 金曜日：小野会場（たのめの里介護予防センター） ●年間利用者数：（予定） 500 名

2-16	事業名	子育て世帯訪問支援事業の実施（受託事業）
	説 明	町子育て応援課からの要請を受け、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼなどの問題によって、子育てに対し不安や孤立感を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要になっている家庭に対して、ヘルパーによる育児・家事の援助を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。 ●年間利用件数：（予定） 1 件

2-17	事業名	認知症カフェ（オレンジカフェ）の実施（受託事業）
	説 明	「オレンジカフェ」として認知症の方やその家族を含め、誰でも気軽に参加でき、カフェのようにお茶を飲みながら語りあう交流の場を提供します。辰野町はたるの里世代間交流センター「茶の間」を会場に、認知症サポーターが対応いたします。毎月第2水曜日の10時～12時に実施しています。 毎回4, 5名の参加がありますが、固定化が見られるため、新規利用者の拡大に向けて、ケアマネジャーとの連携を深めます。 ●年間利用者数：（予定）85名

2-18	事業名	「はたるの里 つながる広場」の企画、運営
	説 明	12月第1週の障がい者週間に合わせ、高齢者、障がい者、子どもなど地域に暮らす多様な人々が安心して日常生活や地域生活支援を送れる地域共生者の実現に向けて、お互いの理解を深める交流の場を開催します。 今まで以上に多様な人々の参画が図れるよう、実行委員会を立上げて企画の検討をすすめます。 ●来場者数：（予定）250名 

2-19	事業名	ひとり暮らし高齢者のつどいの実施
	説 明	ひとり暮らし高齢者の介護予防やフレイル予防の一環に資するため、日帰りのバスハイクを開催いたします。 対 象：70歳以上90歳未満でひとり暮らし且つ、介護保険サービスを利用していない方。 参加費：3,000円 定 員：35名/回 ●年間利用者数：（予定）78名 

2-20	事業名	福祉車両
	説 明	福祉有償運送サービス事業（移送サービス） 町内在住で、ひとりで公共交通機関の利用ができない方を対象にした移送サービスを1時間1,500円。行います。出発・到着のいずれかが辰野町内であることが条件です。 利用件数が減少傾向にあるため、実施要綱における対象者・利用料金についての検討を行います。 ●年間利用者数：（予定）450名

2-21	事業名	福祉車両の貸し出し
	説 明	車イスのまま乗車できる福祉車両の貸し出しをおこないます。使用した分のガソリン代のみ自己負担となります。 ●年間利用者数：（予定）120名 

2-22	事業名	日常生活用具の貸与
	説 明	介護保険の認定を受けていない方が必要な場合や、生活困窮家庭などへ車イスや電動ベッドなどの福祉用具を無償貸与します。ただし、電動ベッド、ポータブルトイレは返却時に消毒料をご負担いただきます。 貸与物品：電動ベッド、車イス、歩行器、4点杖、松葉杖、 ポータブルトイレ、スロープ、点滴台 期 間：1年間（貸出期間の延長について応相談） ●年間利用件数：（予定）30件

3）福祉事業グループ：生活に不安や困りごとを抱える方への支援を行う部門です

3-1	事業名	居宅介護支援事業
	説 明	居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）5名で、一人ひとりの想いを大切に、在宅生活を支えています。 ①自立支援型ケアマネジメントの推進 利用者の生活課題を的確に把握し、心身機能だけでなく生活環境や社会参加の視点を踏まえたケアプランを作成します。定期的なモニタリングを実施し、サービスの適正化と自立支援に向けた支援の質の向上を図ります。 ●年間利用者数：（予定）1,390件 ②介護予防・日常生活支援総合事業の推進（受託事業） 介護予防・日常生活支援総合事業のマネジメントを適切に実施し、地域資源や生活支援サービスの活用を図ることで、要支援者等の生活機能の維持・向上を支援します。 ●年間利用者数：（予定）690名 ③医療・介護連携の強化 サービス事業所、辰野病院等の医療機関、高齢者相談支援センター等との情報共有及び連携を強化し、利用者の状態変化に迅速に対応できる支援体制を整えます。 ④在宅介護者支援の充実（受託事業） 家族介護支援事業の一環として在宅介護者リフレッシュ事業を実施し、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、介護相談や情報提供を通じて介護者支援の充実を図ります。秋ごろに、5～6コースを予定しています。 ●年間利用者数：（予定）35名

3-2	事業名	訪問介護事業
	説 明	介護福祉士10名を含むホームヘルパー有資格者12名で介護が必要な方々の在宅生活を支えます。 【介護保険事業】 ①訪問介護事業 ○身体介護・・・入浴、排せつ、食事、体位交換、通院介助を行います ○生活援助・・・調理、洗濯、掃除、買い物などの日常生活援助を行います ●年間利用者数：（予定）860名 （次ページへ続く）

3-2	事業名	訪問介護事業
	説 明	【障害福祉サービス】 ①居宅介護事業 ○身体介護・入浴、排せつ、食事、体位交換、通院介助を行います ○生活援助・調理、洗濯、掃除、買い物などの日常生活援助を行います ●年間利用者数：(予定) 130 名 ②重度訪問介護事業 重度の肢体不自由、または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより常に介護を必要とする方に対して自宅での身体介護・家事援助。外出時における移動中の介護を総合的に行ないます。 ③同行援護事業 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対し、外出時に同行し移動の援護や介護等の支援を行います。 ④行動援護事業 知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等の行動する際に生じる危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護等の支援) ⑤移動支援事業（受託事業） 移動が困難な障がい者が社会生活を送る上で必要な外出や余暇活動を支援する。 ●年間利用者数：(予定) 118 名 【単独福祉事業】 ○現行の介護保険法及び障がい者総合支援法では行えないサービスを提供します。 ○実施要綱の見直しを行います。 ●年間利用者数：(予定) 1 名

3-3	事業名	計画相談支援事業
	説 明	計画相談支援専門員 3 名で障がい者の方々が地域での暮らしを安心して続けるために共に考え、必要な支援に繋がります。 ①計画相談事業 障がい者が、障がい福祉サービス（ヘルパー、就労継続支援事業所など）を利用するにあたり、サービスなど利用計画の作成、モニタリング（見直し）を行います。また、障がい福祉サービス以外の生活課題について他機関と連携し課題解決を支援します。 ●年間利用者数：(予定) 75 名 ②障害児相談支援事業 障がい児が、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用にあたりサービス等利用計画の作成、モニタリング（見直し）を行う。また、障がい児福祉サービス以外の課題について他機関と連携し、課題解決を支援します。 ●年間利用者数：(予定) 40 名 ③地域移行支援事業 施設や病院等に入所・入院している障がい者等が地域における生活に移行するための相談・支援を行います。 ④地域定着支援事業 居宅において単身で生活する障がい者等に対する相談・支援を行います。